

議案第 17 号

上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例施行規則の制定について  
上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例施行規則を次のように定める。

平成 27 年 3 月 30 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄 二

上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例（平成 27 年上尾市条例第 12 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、この規則に定めるもののほか、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(条例第 3 条第 2 項前段に規定する教育委員会規則で定める額等)

第 3 条 条例第 3 条第 2 項前段に規定する教育委員会規則で定める額は、別表に定める額とする。

2 条例第 3 条第 2 項後段の規定による日割計算は、20 日を基礎として特定教育・保育（教育に限る。以下同じ。）又は特別利用教育を受けた日数に応じ、これを行うものとする。

(減免の申請)

第 4 条 条例第 4 条の規定により、上尾市立幼稚園の利用者負担額（条例第 1 条に規定する利用者負担額をいう。以下同じ。）の減額若しくは免除又は徴収の猶予を受けようとする支給認定保護者は、上尾市立幼稚園利用者負担額減免（徴収猶予）申請書（第 1 号様式）により、教育委員会に申請をしなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査した上で、利用者負担額の減免をし、又は徴収の猶予をすることを決定したときは上尾市立幼稚園利用者負担額減免（徴収猶予）決定通知書（第 2 号

様式)により、利用者負担額の減免をし、又は徴収の猶予をすることが不  
適当であると認めるときは上尾市立幼稚園利用者負担額減免(徴収猶予)  
不承認通知書(第3号様式)により、当該支給認定保護者に通知するもの  
とする。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、別  
に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日(平成27年4月1日)から施行する。

別表（第3条関係）

階層	支給認定保護者の区分	利用者負担額
A	<p>(1) 特定教育・保育のあった月において、次のア又はイのいずれかに該当する者</p> <p>ア 被保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者をいう。）である支給認定保護者</p> <p>イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付を受けている支給認定保護者</p> <p>(2) 特別利用教育のあった月において、前号ア若しくはイに規定する支給認定保護者又は里親である支給認定保護者</p>	0円
B	<p>(1) 特定教育・保育のあった月において、次のア又はイのいずれかに該当する者（A階層に該当する者を除く。）</p> <p>ア 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定教育・保育のあった月の属する年度（4月から8月までにあつては、前年度）分の市町村民税（特別区民税を含む。以下同じ。）の所得割を課されない者（地方税法第323条の規定により当該所得割を免除された者を含む。）である場合における当該支給認定保護者</p> <p>イ 養育里親等（養育里親、小規模住居型児童養育事業を行う者、児童福祉施設（乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設に限る。）の長をいう。）である支給認定保護者</p> <p>(2) 特別利用教育のあった月において、前号アに規定する支給認定保護者（A階層に該当する者を除く。）</p>	3,000円
C	A階層及びB階層に該当する者以外の支給認定保護者	7,500円

備考

- 1 市町村民税の非課税又は課税の判定及び所得割の額を算定する場合には、地方税法第314条の7及び第314条の8及び第314条の

- 9並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項及び第45条の規定は適用しないものとする。
- 2 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育又は特別利用教育のあった月において生活保護法第6条第2項に規定する要保護者又は子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第22条各号に定める者に該当する場合における当該支給認定保護者に関するこの表の規定の適用については、同表Bの項中「3,000円」とあるのは、「0円」とする。
- 3 負担額算定基準子ども（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条第1項に規定する負担額算定基準子どもをいう。）が同一世帯に2人以上いる場合の支給認定保護者に係る利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、当該支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもの区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 子ども・子育て支援法施行令第14条第1号イからハマまでに掲げる支給認定子ども 当該支給認定保護者の区分に応じたこの表に定める利用者負担額に100分の50を乗じて得た額
- (2) 子ども・子育て支援法施行令第14条第2号イからハマまでに掲げる支給認定子ども 0円
- 4 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定教育・保育又は特別利用教育のあった月の属する年度（4月から8月までにあっては、前年度）分の市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有しない者である場合における当該支給認定保護者にあっては、当該支給認定保護者の属する世帯の収入等の状況を総合的に勘案し、この表のA階層からC階層までのいずれかに区分して、この表を適用するものとする。

第1号様式(第4条関係)

上尾市立幼稚園利用者負担額減免(徴収猶予)申請書

(宛先)

上尾市教育委員会

次のとおり上尾市立幼稚園利用者負担額の減免(徴収猶予)を申請します。

		申請年月日	年 月 日
園児名		クラス名	
園児の生年月日	年 月 日	入園年月	年 月 日
園児の現住所	上尾市		
保護者の氏名			
保護者の住所が上尾市外の方はその住所	住所( 年1月1日現在の住所)	上尾市への転入年月日	
		年 月 日	
園児の属する世帯の状況(園児と生計を共にしている者全員を記入してください。本人は除く。)			
氏名	園児との続柄	生年月日	
		年 月 日 (満 歳)	
		年 月 日 (満 歳)	
		年 月 日 (満 歳)	
		年 月 日 (満 歳)	
		年 月 日 (満 歳)	
		年 月 日 (満 歳)	

申請理由	
------	--



第3号様式(第4条関係)

上尾市立幼稚園利用者負担額減免(徴収猶予)不承認通知書

第 号  
年 月 日

様

上尾市教育委員会 印

上尾市立幼稚園利用者負担額の減免(徴収猶予)申請は、下記のとおり不承認と決定しましたので通知します。

園児名	
不承認理由	

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、上尾市長に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後に、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、上尾市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において上尾市を代表する者は、上尾市長です。

ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次の①から③までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

お問い合わせ先

上尾市本町三丁目1番1号

上尾市教育委員会

教委育総務部教育総務課 庶務・財務担当

電話 048-775-9469

#### 提案理由

上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例第3条第2項に規定する上尾市立幼稚園の利用者負担額を定め、及び子ども・子育て支援法等の規定に基づく所要の規定を整備するため、この案を提出する。